

支援対象となる取組・支援内容

1. 良質な飼料生産

取組内容の詳細は p 20～26

- ◆ 地域の飼料生産計画（5 か年）を作成し、**良質な飼料の生産を拡大する取組**を実施
- ◆ 交付金単価※1
15,000円／ha以内（0.1ha未満切り捨て）
- ◆ 交付対象面積※2
地域の飼料生産計画（5 か年）に基づき飼料作物の作付及び収穫を行った**飼料作物作付地**

注）本事業では、二期作又は二毛作の2作目の面積は含まれません。

2. 飼料の有機栽培（1 との重複は不可）

取組内容の詳細は p 27

- ◆ 地域の有機栽培計画を作成し、**飼料作物の有機栽培**を実施
注）有機JAS認証の取得を求めるものではありません
- ◆ 交付金単価※1
 - ① **牧草：15,000円／ha以内**（0.1ha未満切り捨て）
 - ② **青刈りとうもろこし等#：45,000円／ha以内**（0.1ha未満切り捨て）
子実とうもろこし、ソルゴー（グラスタイプを除く）
- ◆ 交付対象面積
有機栽培計画に基づき飼料作物の作付及び収穫を行った**飼料作物作付地**

注）**同じ作付地への支援は最大3年間**

本事業では、二期作又は二毛作の2作目の面積は含まれません。

※1：作付面積の拡大に伴う効率化を考慮し、交付単位面積に係数を乗じて交付。

150ha超300ha以下の部分：1ha×2.0、300超の部分：1ha×2.8

※2：肉用牛経営者の場合は、1経営体当たり10haまでを上限とする。

1. 良質な飼料生産の取組方法

< 1 > 地域の飼料生産計画の作成

地域協議会は、以下の（１）及び（２）を満たす５か年の飼料生産計画を作成

（１）基礎取組

飼料生産計画に参加する**全ての酪農経営者及び肉用牛経営者の作付地を対象として、以下の取組を実施する計画**とすること。

< 基礎取組 >

- ア 効果的な施肥及び土壌改良のための土壌分析や堆肥分析
(例：地域で毎年〇件実施)
- イ 良質な飼料を適切に調製・利用するための飼料の成分分析
(例：サイレージの調製の注意事項を定めて実施)

（２）選択取組（各取組の詳細は p 20～26）

ア 飼料生産計画に参加する**全ての酪農経営者、肉用牛経営者及び飼料生産組織が、選択取組から２つ以上選択して実施すること**。ただし、４年目以降に参加する場合は、１つの取組でも可とする。

< 選択取組 >		取組ポイント
1	栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	1 又は 10
2	早晩品種の組み合わせ栽培やマルチ栽培の導入	1
3	マメ科等の混播・追播の導入	5
4	二毛作又は二期作の導入	4 又は 6
5	良質な二番草・三番草の生産	1
6	適切な草地更新による地力の改善	3
7	集約放牧による牧草の生産性向上	3

イ 各年の**計画のポイント**が**基準ポイント以上**

5か年で100ポイント以上となるよう、飼料生産計画を作成すること

基準ポイント	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	15	35	55	75	100



< 計画ポイントの計算方法 >

計画ポイント = 取組の取組ポイント × **取組面積の割合 (%)**

取組面積の割合 (%) = $\frac{\text{取組を実施した面積}}{\text{飼料生産計画の飼料作付面積}} \times 100$

< 2 > 都道府県に飼料生産計画の内容確認を受ける

飼料生産計画(5か年)の作成例



飼料生産計画(5か年)の計画ポイントは、合計100ポイント以上とする必要があります

地域協議会名：●●地域協議会

参加農家戸数：10戸

飼料生産計画の合計作付面積：1,190ha ア

取組内容 (選択取組)		イ 取組 ポイント	ウ 取組 面積 (ha)	エ (ウ/ア)×100 取組面積の 割合	イ×エ 計画ポ イント	取組 方法	
1	栄養収量の高い 草種への変更	① 優良な品種の牧草へ 変更	50	4.2%	4.2	具体的な取組方法を記載	
		② 牧草から青刈りとう もろこしへ変更	10	-	-		
		③ イネ科牧草からマメ 科牧草へ変更	10	-	-		
2	早晩品種の組合せ・マルチ栽培の導入	1	-	-	-		
3	マメ科等の混播・追播の導入	5	20	1.7%	8.4		
4	二毛作・二期作 の導入	① 1年の間に同じ土地 で青刈りとうもろこしと他の飼料作物を 栽培・収穫	4	-	-		-
		② 1年の間に同じ土地 で青刈りとうもろこしを2回栽培・収穫	6	-	-		-
5	良質な二番草・三番草の生産	1	1,000	84.0%	84.0		
6	草地更新による地力の改善	3	20	1.7%	5.0		
7	集約放牧による牧草生産性向上	3					

100ポイント以上

<具体的な取組方法の記載例>

計画ポイントの合計 **101.6**

1：草種（品種）を〇〇から●●県優良品種リストの◆◆へ変更
2：早生品種〇〇、晩生品種〇〇、〇〇をマルチ栽培
3：マメ科品種〇〇を〇%混播、〇〇牧草地にマメ科品種〇〇を追播等
4：〇〇ととうもろこし品種〇〇との二毛作を実施 とうもろこし品種〇〇の二期作を実施
5：〇〇マニュアルに基づき、二番草前に施肥し、適期に収穫
6：〇〇マニュアルに基づき、表層攪拌法により簡易更新
7：〇〇マニュアルに基づき、集約放牧を行う (放牧期間〇月～〇月、〇頭、区画数〇(〇ha)等)

飼料生産計画(各年)の作成例



各年の計画ポイントは、**基準ポイント以上**とする必要があります

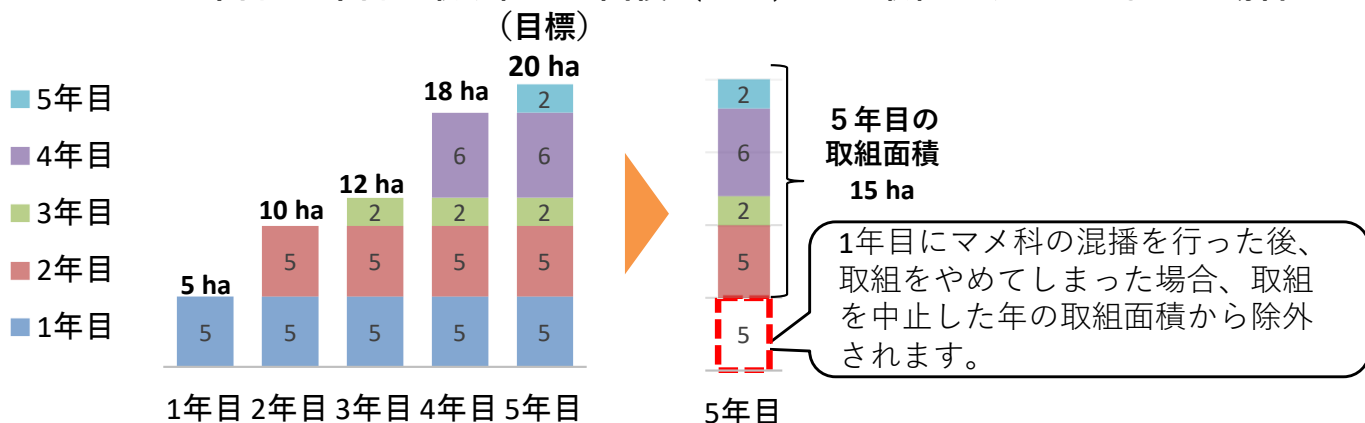
事業への参加1年目は、「1年目」の欄まで作成
参加2年目は、「2年目」の欄まで作成

選択取組	取組面積 ha (計画ポイント)					
	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1 栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	50 (4.2)	10 (0.8)	20 (1.6)	30 (2.5)	40 (3.3)	50 (4.2)
3 マメ科等の混播・追播の導入	20 (8.4)	5 (2.1)	10 (4.2)	12 (5.0)	18 (7.5)	20 (8.4)
5 良質な二番草・三番草の生産	1,000 (84)	200 (16)	500 (42)	700 (58.8)	1,000 (84)	1,000 (84)
6 草地更新による地力の改善	20 (5.0)	—	10 (2.5)	10 (2.5)	15 (3.7)	20 (5.0)
各年の合計計画ポイント	(101.6)	(18.9) IIV	(50.3) IIV	(68.8) IIV	(98.5) IIV	(101.6) IIV
各年の基準ポイント		15	35	55	75	100

注) 計画ポイントは、少数第2位以下を切り捨てします (例) 1.25ポイントは、1.2ポイント

- 播種から収穫までの作業が年度を越える場合、主な作業を行う年度に取組面積を算入します
- 5か年計画の途中で取組を中止した場合は、以下の例のように中止した年の累計取組面積から除外されます (離農等により参加を取りやめた場合も同様)

【例】「3 マメ科等の混播・追播の導入」を5か年で20ha取り組む目標を立て、5年目に1年目で取り組んだ面積 (5 ha) にて取組をやめてしまった場合



飼料生産計画の作成手順①

ステップ1 参加者の5か年計画を行う面積を確認しましょう

参加者Aの場合



飼料生産状況の概要

- ① 牧草地(永年生牧草) : 95 ha
- ② 畑 (青刈りとうもろこし): 5 ha

5か年計画を行う面積

100 ha
 (=95+5)
 (=① 牧草地 + ② 畑)



飼料作物作付地（自己所有地等の農地又は採草放牧地）のうち**事業実施年度内に作付け及び収穫を行う面積**を5か年計画に含めることができます。

ステップ2 参加者の選択取組の内容を決めましょう

○ 参加者Aの取組に対する考え

- ・ 牧草地主体で飼料を生産しているから、「二番草・三番草の生産」をメインに取り組みたい！
- ・ 雑草が増えてきた土地があるから、3年目に草地更新に取り組みたい！

○ 参加者Aの選択取組の内容

- 5 良質な二番草・三番草の生産 (取組ポイント:1ポイント)
- 6 草地更新による地力の改善 (取組ポイント:3ポイント)



地域の飼料生産計画（5か年計画）に参加する**全ての酪農経営者、肉用牛経営者及び飼料生産組織**が、選択取組（p14（2）参照）から**2つ以上**選択して実施することが必要です。

ステップ3 参加者の各年の取組面積を決めましょう

- ・ 参加者Aが5か年計画を行う面積は、**100 ha**
- ・ 二番草・三番草の生産は、**毎年、すべての牧草地(草地更新を行う農地以外)**で取り組む
- ・ 3年目に**5ha**を草地更新して、**草地更新後の翌年からは、二番草・三番草の生産にも**取り組む

○ 参加者Aの取組面積（単位：ha）

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産	95	90	90	90	95	95
5か年計画を行う面積	100	100	100	100	100	100
6 草地更新による地力の改善	5	0	0	5	5	5
5か年計画を行う面積	100	100	100	100	100	100

飼料生産計画の作成手順②

ステップ4 参加者の各年の取組面積の割合を確認しましょう

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産	95	90	90	90	95	95
5か年計画を行う面積	100	100	100	100	100	100
6 草地更新による地力の改善	5	0	0	5	5	5
5か年計画を行う面積	100	100	100	100	100	100

×100

○ 参加者Aが5か年計画を行う面積に占める取組面積の割合（単位：％）

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産	95.0	90.0	90.0	90.0	95.0	95.0
6 草地更新による地力の改善	5.0	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0

ステップ5 参加者の各年の計画ポイントを確認しましょう

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産 取組ポイント：1ポイント	95.0 × 1	90.0 × 1	90.0 × 1	90.0 × 1	95.0 × 1	95.0 × 1
6 草地更新による地力の改善 取組ポイント：3ポイント	5.0 × 3	0.0 × 3	0.0 × 3	5.0 × 3	5.0 × 3	5.0 × 3

○ 参加者Aの5か年計画の計画ポイント

選択取組	5か年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
5 良質な二番草・三番草の生産	95.0	90.0	90.0	90.0	95.0	95.0
6 草地更新による地力の改善	15.0	0.0	0.0	15.0	15.0	15.0

ステップ6 参加者の5か年計画を地域協議会で調整しましょう

参加者Aさんの5か年計画

参加者Bさんの5か年計画

参加者Cさんの5か年計画

⋮



地域協議会の
飼料生産計画



地域協議会内の各参加者の5か年計画を調整して、地域協議会の飼料生産計画を作成します。

同じ作付地で重複して実施することが可能な取組



同じ作付地で重複して実施できる取組は1年間に2つまで

●: 重複して実施することが可能な取組の組み合わせ

	1			2	3	4		5	6	7
	① 優良な品種の牧草へ変更	② 牧草から青刈りとうもろこしへ変更	③ イネ科牧草からマメ科牧草へ変更	早晚品種の組み合わせ栽培やマルチ栽培の導入	マメ科等の混播・追播の導入	① 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしと他の飼料作物を栽培・収穫	② 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしを2回栽培・収穫	良質な二番草・三番草の生産	適切な草地更新による地力の改善	集約放牧による牧草生産性向上
1	① 優良な品種の牧草へ変更			●	●			●	●	●
	② 牧草から青刈りとうもろこしへ変更			●						
	③ イネ科牧草からマメ科牧草へ変更								●	
2	●	●						●	●	●
3	●							●	●	●
4										
	① 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしと他の飼料作物を栽培・収穫									
	② 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしを2回栽培・収穫									
5	●			●	●				●	
6	●		●	●	●			●		●
7	●			●	●				●	

1) 栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更

取組の内容

① 牧草から高栄養・高収量の牧草への変更

牧草を栽培していた土地で、新たに都道府県が奨励・認定等をしている品種の牧草を栽培
注) 同じ草種で品種を変更することも可能です

② 牧草から青刈りとうもろこし等へ変更

牧草を栽培していた土地で、新たに都道府県が奨励・認定等をしている品種の青刈りとうもろこしを栽培

③ イネ科牧草からマメ科牧草への変更

イネ科牧草やイネ科飼料作物を栽培していた土地で、新たに都道府県が奨励・認定等をしている品種のマメ科牧草を栽培

取組ポイント

①：1ポイント、②及び③：10ポイント

留意事項

- ◆ 牧草には、飼料用麦やソルゴー（グラスタイプ）が含まれます。
- ◆ 青刈りとうもろこし等には、子実とうもろこし、ソルゴー（グラスタイプを除く）が含まれます。
- ◆ 変更前の飼料作物種・品種が確認できる作付記録や写真等が必要です。永年牧草地であり、播種記録がない場合は、前回播種した年と現状の植生状況を記録してください。
- ◆ 食用作物から飼料作物に変更した場合は、取組の対象外です。
- ◆ 現在、都道府県が奨励・認定等をしている品種を栽培している場合であっても、別の奨励・認定等がされている品種に変更する場合は、取組の対象となります。
- ◆ 変更後の飼料作物種・品種は、都道府県によっては上記に示した品種以外にも認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている都道府県が定めた取組基準を参照してください。
- ◆ 取組実施年度に播種を行う飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 栄養収量の高い飼料作物や草種に変更した後、飼料生産計画（5か年）の期間中に元の飼料作物に戻したり、食用作物に変更した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されます。

2) 早晩品種の組み合わせ栽培や マルチ栽培の導入

取組の内容

収穫適期を分散させるため、地域にあった早生・中生・晩生品種等を組み合わせた栽培又は、地温維持による生育促進のため、青刈りとうもろこし等のマルチ栽培を実施

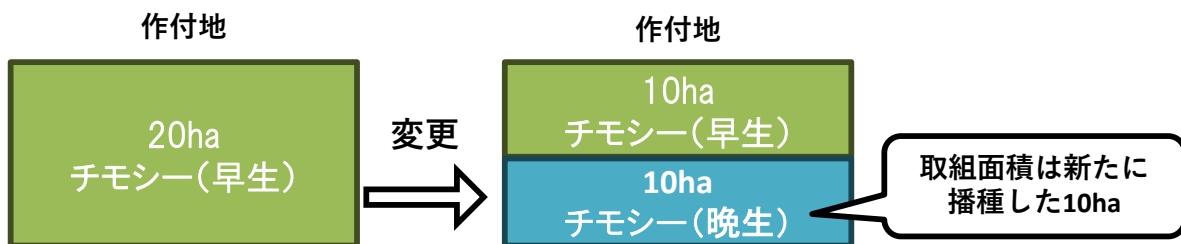
取組ポイント

1 ポイント

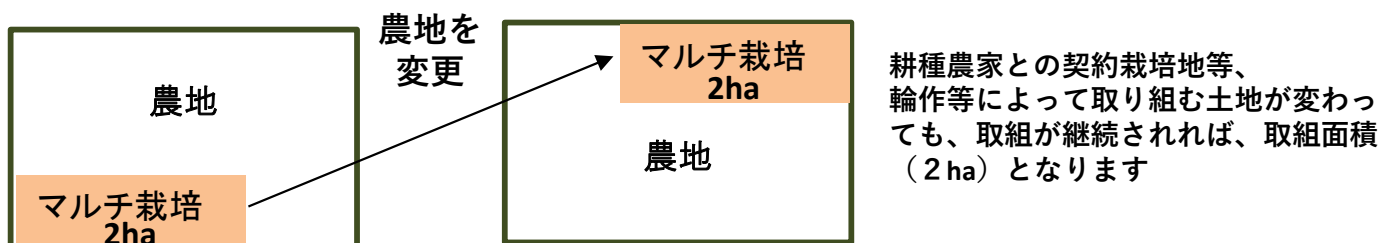
留意事項

- ◆ 異なる飼料作物品種（例：チモシーとオーチャード）で早晩品種を組み合わせる場合も、取組の対象となります。
- ◆ とうもろこしでは、収穫期（早晩性）の異なる品種を組み合わせることで取組の対象となります。
- ◆ 早晩品種の組み合わせ栽培に取り組む場合は、組み合わせる飼料作物種・品種が確認できる作付記録や写真等が必要です。
- ◆ 食用作物と組み合わせた場合は、取組の対象外です。
- ◆ 都道府県によっては奨励・認定等がされている品種以外にも認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている都道府県が定めた取組基準を参照してください。
- ◆ 取組実施年度に播種やマルチ栽培を行う飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に、単一の品種に戻したり、マルチ栽培を中止した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されます。
- ◆ 輪作により、別の農地で早晩品種を組み合わせた栽培やマルチ栽培が継続実施される場合は、その実施面積が取組面積となります。

【例】早晩品種の組み合わせ



【例】マルチ栽培



取組の内容

イネ科牧草を主体に栽培していた土地で、都道府県が推奨する方法でマメ科牧草の混播・追播を実施

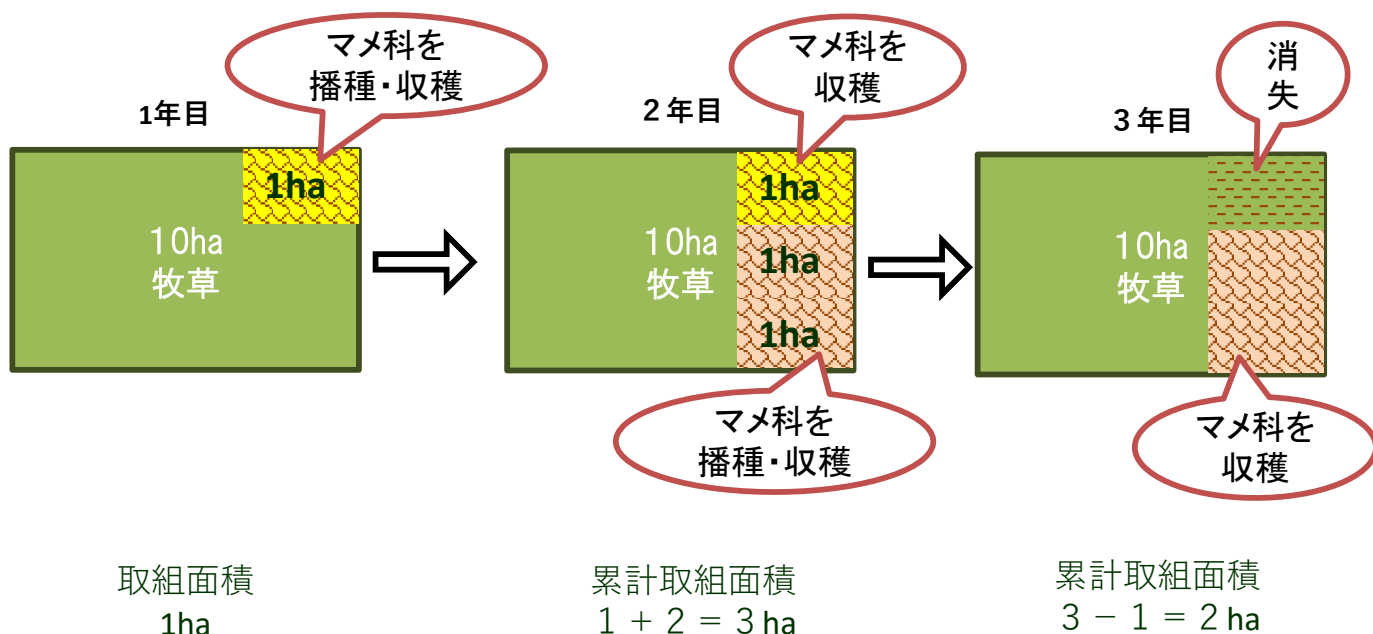
取組ポイント

5 ポイント

留意事項

- ◆ 都道府県によっては上記に示した方法以外も認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている都道府県が定めた取組基準を参照してください。
- ◆ 取組実施年度に播種を行う飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に、マメ科牧草が消失した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されますので、追播も含めて適切に維持管理する必要があります。

【例】マメ科の追播



4) 二毛作と二期作の導入

取組の内容

① 牧草と青刈りとうもろこし等の二毛作を実施（4ポイント）

1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこし等と他の飼料作物を栽培・収穫する

② 青刈りとうもろこし等の二期作を実施（6ポイント）

1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこし等を2回栽培・収穫する

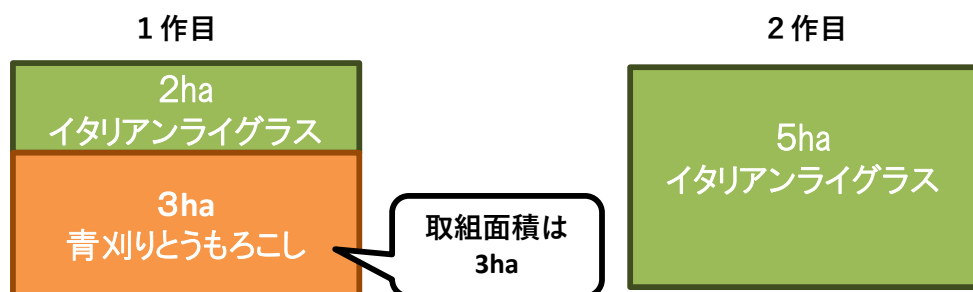
取組ポイント

①：4ポイント、②：6ポイント

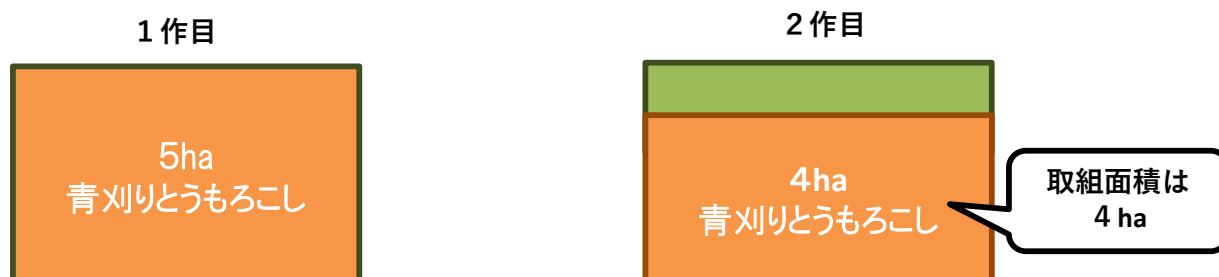
留意事項

- ◆ 「青刈りとうもろこし等」には、子実とうもろこし、ソルゴー（ググラスタイプを除く）が含まれます。
- ◆ ①二毛作の場合は、事業実施年度に青刈りとうもろこし等を作付した飼料作物作付地の面積、②二期作の場合は、青刈りとうもろこしを2回作付した飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 牧草と青刈りとうもろこしの二期作を組み合わせている等、二毛作と二期作の両方に該当する作付地は、ポイントの高い二期作として扱います。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に、二毛作又は二期作を中止した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されます。
- ◆ 二毛作又は二期作で作付けする品種は、都道府県が定めた取組基準をご確認ください。定めがない都道府県については、品種は問いません。

【例】二毛作



【例】二期作



5) 良質な二番草・三番草の生産

■ 取組の内容

都道府県の推奨する方法で、一番草（二番草）の収穫前後に適切な施肥等を実施した上で、適切なタイミングで二番草（三番草）の収穫を実施

■ 取組ポイント

1 ポイント

■ 留意事項

- ◆ 都道府県によっては上記に示した方法以外も認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている都道府県が定めた取組基準を参照してください。
- ◆ 地域の土地や気候条件に合わせて、二番草まで収穫又は三番草まで収穫を行ってください。
- ◆ 事業実施年度に二番草又は三番草の収穫を実施した飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に、二番草・三番草の収穫を中止した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外されます。

6) 適切な草地更新による地力の改善

■ 取組の内容

植生分析や土壌分析等の結果に基づき、**計画的な草地更新**を実施

■ 取組ポイント

3ポイント

■ 留意事項

- ◆ 簡易更新も対象となります。
- ◆ 都道府県によっては上記に示した方法以外も認めています。農林水産省のウェブサイトに掲載されている**都道府県が定めた取組基準**を参照してください。
- ◆ 草地更新を行い、飼料を作付けした飼料作物作付地の面積が取組面積となります。
- ◆ 草地更新後、飼料生産計画（5か年）の計画期間中に飼料作物の作付けを中止した場合は、**取組面積及び計画ポイントから除外**されます。
- ◆ 耕種農家等との耕地交換した土地に、飼料作物を作付けた場合も取組の対象となりますが、飼料生産計画（5か年）の計画期間中に飼料作物の作付けを中止した場合は、**取組面積及び計画ポイントから除外**されます。

7) 集約放牧による牧草の生産性向上

■ 取組の内容

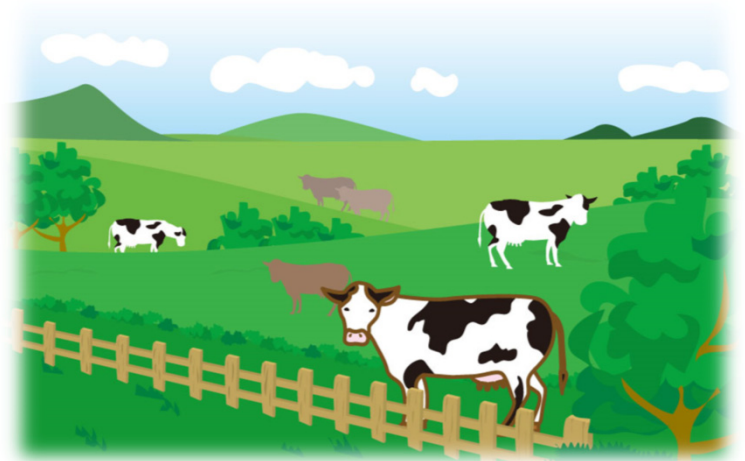
栄養価の高い短い草丈の牧草を効率的に利用するために、都道府県等の集約放牧のマニュアル等を参考に**放牧計画を作成し集約放牧を実施**

■ 取組ポイント

3ポイント

■ 留意事項

- ◆ **集約放牧**とは、草地と家畜の生産性を高めるため、**放牧に適した草種を安定的に牛に採食させる方法**（高栄養草種の利用、短草利用、複数の牧区を短期間で転牧させる方法と草量の過不足への対応などを組み合わせること）をいいます。
- ◆ **都道府県によっては上記に示した方法以外も認めています**。農林水産省のウェブサイトに掲載されている**都道府県が定めた取組基準**を参照してください。
- ◆ **集約放牧を実施している面積が取組面積**となります。採草地は取組の対象外です。
- ◆ **放牧計画**には、**草種、区画数・面積、放牧頭数、放牧日数等**が含まれます。
- ◆ 飼料生産計画（5か年）の計画期間中に**集約放牧を中止した場合は、取組面積及び計画ポイントから除外**されます。



2. 飼料の有機栽培の取組方法

- ◆ 地域協議会は、以下の**有機栽培の要件**を満たした飼料生産を行う有機栽培計画を作成し、飼料作物の生産を実施

<有機栽培の要件>

- ア 化学肥料や化学合成農薬を使用していないこと
- イ 周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ウ 播種・植付前2年間（多年生の場合は収穫前3年以上）、使用禁止剤を使用していないほ場又は転換期間中のほ場であること
- エ 有害動植物の防除を適切に実施していること
- オ 組換えDNA技術を利用しないこと
- カ 放射線照射を行わないこと

注) 有機JAS認証の取得は必須ではありません

- ◆ 有機栽培計画に参加する酪農・肉用牛経営者等は、飼料の有機栽培の取組について、「環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に規定する**環境負荷低減事業活動計画**又は**特定環境負荷低減事業活動計画の認定**（以下、「みどり認定」という）を都道府県より受けること

（みどり認定の手続については、都道府県にお問い合わせください。）

【例】有機栽培計画

飼料作物	取組面積 ha
とうもろこし(青刈り)	20
牧草	80



有機栽培の要件	取組内容(記載例)
ア 化学肥料や化学合成農薬を使用していないこと	・堆肥や緑肥等による土づくりを実施
イ 周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること	・通常の栽培を行う作付地と有機栽培を行う作付地の間に緩衝地帯を設け、機械・器具の洗浄を行う
ウ 播種・植付前2年間(多年生の場合は収穫前3年以上)、使用禁止剤を使用していないほ場又は転換期間中のほ場であること	・3年前から使用禁止剤を使用していないほ場 ・今年から転換期間中のほ場で栽培
エ 有害動植物の防除を適切に実施していること	・中耕除草や手作業による除草を実施
オ 組換えDNA技術を利用しないこと	・組換えDNA技術をの利用していない種苗を利用
カ 放射線照射を行わないこと	・農場管理において放射線照射を行っていないことを確認し、記録する。

飼料生産組織で参加する場合



◆ 酪農・肉用牛経営者が直接の構成員となっている飼料生産組織として事業に参加する場合は、以下の考え方に従って参加要件の確認や取組の実施を行ってください。

- (1) 「対象牛1頭当たりの飼料作物作付面積」は、飼料生産組織及び構成員が作付及び収穫を行った飼料作物作付延べ面積の合計面積を、全ての構成員の対象牛を合計した頭数で除した面積となります。
- (2) 「良質な飼料生産」の取組の飼料生産計画においては、飼料生産組織として、2つ以上の選択取組を選択してください。
- (3) 「飼料の有機栽培」の取組においては、取組を行う各構成員がみどり認定を取得又は、飼料生産組織としてみどり認定を取得してください。
- (4) 交付対象面積は、飼料生産組織及び構成員が作付及び収穫を行った飼料作物作付地の合計面積となり、この面積に対して効率化係数を適用します。

【例】TMRセンターとして、飼料生産計画を行う場合

良質な飼料生産 (選択取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早晚品種の組み合わせ ・ 良質な二番草・三番草の生産 				
	TMR センター	酪農 経営者A	酪農 経営者B	肉用牛 経営者	合計
飼料作物作付 延べ面積	40ha	70ha	60ha	20ha	190ha
対象牛頭数	—	100頭	170頭	20頭	290頭
交付対象面積	40ha	70ha	60ha	10ha*	180ha

(2)
選択取組は
2つ以上選択

(1)対象牛
1頭当たり
の飼料作物
作付面積
65a/頭

(4)
150 haを超え
る部分(30ha)
には、効率化
係数が適用さ
れます。

※肉用牛経営の構成員は、1経営体当たり10haを交付対象面積の上限とする



TMRセンターを利用している場合であっても、**酪農経営又は肉用牛経営として、単独で事業に参加することが可能**です。

(単独で参加要件を満たす必要があります、詳細はp2を参照)

また、一部の構成員が単独で参加する場合は、飼料生産組織の対象牛頭数及び飼料作物作付(延べ)面積から単独で参加する酪農・肉用牛経営者の対象牛頭数と飼料作物作付延べ面積を除く必要があります。

参加の手順・手続き

原則として、④⑤の手続きは申請システムを利用して実施します。

③、④、⑤の具体的な申請期限については、地方農政局等にお問い合わせください。

① 地域協議会の設立

- ✓ 規約（代表者、組織、交付金の活用方法等）を定め事務局を設置
（既存の農業者団体や協議会で参加することは可能ですが、交付金の活用方法等については、別途、定めることが必要）

② 飼料生産計画・有機栽培計画の作成

- ✓ 計画参加者情報を作成
 - ・ 計画参加者は、事業参加に係る確認書（参加要件及び個人情報に関する同意）を地域協議会へ提出し、地域協議会が内容を確認してください
- ✓ 飼料生産計画又は有機栽培計画を作成

飼料の有機栽培を行う場合は、⑤交付申請までにみどり認定の取得が必要です

③ 都道府県へ飼料生産計画の確認依頼

- ✓ 都道府県へ飼料生産計画及び計画参加者情報を提出
 - 👉 都道府県から確認結果通知が届きますので保管してください

④ 地方農政局等へ参加申請（申請システム） [9月末まで]

- ✓ 都道府県からの確認結果通知を受領後、地方農政局へ参加申請を提出
 - 👉 地方農政局から審査結果が届きますので保管してください

⑤ 地方農政局等へ取組結果報告及び交付申請（申請システム） [2月末まで]


- ✓ 取組結果報告及び交付申請を地方農政局へ提出
 - ・ 計画参加者は、取組状況を地域協議会へ報告し、地域協議会は、計画参加者の取組実施状況を確認の上で取組結果報告書を作成してください
 - 👉 地方農政局から交付決定通知が届きますので保管してください

⑥ 交付金の活用（配分）

- ✓ 地方農政局から交付金を受領したら、交付金の活用方法に従い配分等を行い会計処理を記録

⑦ 関係書類の保管（申請書類、取組証拠書類等）

- ✓ ①から⑥までの手順の関係書類及び取組の証拠書類を、事業実施年度の翌年から5年間保存

 注) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合は、交付金を返還するとともに、翌年以降の参加を制限する場合があります。

取組の実施状況の確認と 証拠書類等の保管(1)

- ◆ 地方農政局、都道府県協議会等は、抽出で地域協議会の取組実施状況の確認を行います。また、必要に応じて、現地確認を実施することがあります。
- ◆ 地域協議会は、取組状況を説明するとともに、関係書類を提供してください。



取組実施の証拠書類等を5年間保存する必要があります

【保管する証拠書類等】

以下に示す書類等の他、必要に応じて、取組の実施状況が確認できる書類等を保管してください。



確認項目	保管すべき書類等
飼料作物作付面積	①面積を確認できる公的書類等（農地基本台帳等） ②作付状況を確認できる資料（作業日誌、写真等） ③契約書（農作業受託、契約栽培等の場合）
クロスコンプライアンス	①「みどりチェック」チェックシート ②配合飼料価格安定制度の契約書 ③生乳クロコンに係るチェックシート
出荷要件	①生乳や牛の出荷記録 ・伝票、生乳生産管理チェックシート等
基礎取組	①作業日誌、写真等②土壌分析結果、飼料分析結果等
栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	①作業日誌、写真等（播種日、収穫日等） ②新たに栽培する飼料作物種子の飼料作物種・品種等が確認できる資料（納品書等） ③変更前の飼料作物種・品種、植生状況（永年生牧草地の場合）等が確認できる資料、写真

取組の実施状況の確認と 証拠書類等の保管(2)

確認項目	保管すべき記録・資料
早晩品種の組み合わせ栽培やマルチ栽培の導入	①作業日誌、写真等（播種日、マルチ設置日、収穫日等） <早晩品種の組み合わせ栽培の取組> ② 新たに播種する飼料作物種・品種の確認できる資料 <u>（カタログ、納品書等）</u> ③ 組み合わせる飼料作物種・品種の確認できる資料 <マルチ栽培の取組> ②マルチ等の納品書等
マメ科等の混播・追播の導入	①作業日誌、写真等（播種日、収穫日等） ②マメ科牧草の種類・品種が確認できる資料（カタログ、納品書等）
二毛作・二期作の導入	①作業日誌、写真等（播種日、収穫日等） ②飼料作物の種類・品種が確認できる資料（カタログ、納品書等）
良質な二番草・三番草の生産	①作業日誌、写真等（施肥日、収穫日等） ②収穫が確認できる資料（例：ロール数、体積、トン等）
適切な草地更新による地力の改善	①作業日誌、写真等（草地更新作業日等） ②耕種農家の耕地交換をした場合は、その証拠書類
集約放牧による牧草の生産性向上	①作業日誌、写真等（播種日、施肥日等） ②放牧記録
飼料の有機栽培	①作業日誌、写真等（有機栽培計画の内容） ②みどり認定の関係書類

計画2年目以降も取組実施の記録・資料（作業日誌、写真（収穫日等））を保管する必要があります



他の補助事業と併用する場合の 注意事項

本事業に参加する酪農・肉用牛経営者等が、重複して申請することができない補助事業や直接支払制度があります。以下の注意事項を確認するとともに、各事業及び直接支払制度の条件を確認してください。

(1) 支援目的・対象が重複するもの		
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金 ・環境保全型農業直接支払交付金 	×	<p><u>本事業の交付対象とはなりません。</u>(耕種農家等との契約栽培地において、耕種農家等が別の補助事業等の支援を受け取る場合を含む)。</p> <p>ただし、本事業の参加要件である「牛1頭当たりの飼料作物作付地(北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上)」の計算(p3参照)には、これらの交付金の対象となっている面積を含めて構いません。</p>
(2) 支援対象となる取組の一部が重複するもの		
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化農地整備事業のうち草地畜産基盤整備事業 	△	<p>飼料作物作付地において、別の補助事業等により草地整備等を実施する場合、草地整備等の対象となる飼料作物作付地においては、本事業の「草地更新による地力の改善」の取組を実施することはできません。</p>
(3) 支援目的・対象が異なるもの		
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度 ・多面的機能支払交付金 	○	<p>本事業とは支援目的・対象が異なる事業等の支援(例:農用地の維持・管理等への支援)を受ける場合、本事業と両方の支援を受けることが可能です。</p>

問い合わせ先

農林水産省本省

農林水産省畜産局企画課
畜産経営安定対策室

03-3502-8111 (代表)

地方農政局等

北海道農政事務所

生産支援課 酪農・畜産グループ 011-350-7656

東北農政局 生産部 畜産課 022-221-6198

関東農政局 // 048-740-5266

北陸農政局 // 076-232-4317

東海農政局 // 052-223-4625

近畿農政局 // 075-414-9022

中国四国農政局 // 086-224-9412

九州農政局 // 096-300-6285

沖縄総合事務局 農林水産部
生産振興課 畜産振興室 098-866-1653

都道府県

地方農政局等にお問い合わせください

農林水産省

キーワードから探す

エサ活

検索

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/esa_katu/esa_katu.html

